

## 魚津埋没林博物館「博物館実習」実施要項

### 1 趣旨

この要項は、魚津埋没林博物館(以下「当館」という。)が実施する博物館実習(以下「本実習」という。)について、必要な事項を定める。本実習により、博物館法及び同法施行規則に基づき、学芸員資格取得を目的とする学生に対し、実務経験の場を提供し、専門的知識と技能の習得を支援するものとする。

### 2 受講資格

本実習の受講資格は、以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 大学(大学院含む)に在籍し、学芸員資格取得に必要な単位のうち、実習以外の科目を修得済み、または実習年度内に修得見込みの者
- (2) 当館の専門分野(地質、植物、博物館学等)に関心を持ち、意欲的に取り組む者
- (3) 実習の全日程(原則 5 日間～8 日間)に参加できる者(日程は受講者と協議)
- (4) 健康状態が良好で、野外調査の作業に支障がない者

### 3 事前協議・申込方法

- (1) 受講を希望する者は、実習開始希望日の 3 か月前までに、本人より当館へ連絡し、受入の可否を確認すること(大学経由の前に本人の意欲を確認するため)。
- (2) 受諾の可能性が生じた場合、指定の期日までに以下の書類を提出する。
  - ア 博物館実習受講申請書(様式 1)
  - イ 小論文(例:埋没林博物館での博物館実習を通して学びたいこと/800 字程度)

### 4 受講者の決定と提出書類

- (1) 書類選考及び必要に応じて面接を行い、受講者を決定する。
- (2) 選考結果は、様式 1 に記載されたメールアドレス宛に通知する。
- (3) 決定通知を受けた者は、実習開始の 1 か月前までに以下の書類を提出すること。
  - ア 大学発行の正式な依頼文書(各大学の様式、学長名によるもの)
  - イ 宣誓書(様式 2)

### 5 実習費用

- (1) 実習費用は、当館の規定に基づき入館料相当額を徴収する場合がある。
- (2) 実習に伴う交通費、宿泊費、食費、及び野外実習等の実費は全て受講者の負担とする。

### 6 実習課程(カリキュラム)

文化庁のガイドラインに基づき、以下の内容を組み合わせて実施する。

- (1) 管理運営: 博物館の組織、施設管理、防災・防犯対策
- (2) 資料保存: 埋没林(水中保存資料)の保存・清掃・記録
- (3) 調査研究: 資料の同定・計測、デジタルアーカイブ化(写真撮影・DB 入力)

- (4) 展示・教育：展示解説、SNS 等による情報発信、ワークショップの企画運営補助
- (5) 総括：実習日誌の作成、成果発表、指導学芸員による講評

## 7 遵守事項

- (1) 実習中は当館職員の指示に従い、誠実かつ熱心の実習を行うこと。
- (2) 実習中に知り得た機密、個人情報、未発表資料等は、期間中・終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- (3) SNS(X、Instagram 等)やブログ等への実習内容や写真の投稿は、必ず指導員の許可を得た範囲内に限定すること。
- (4) 実習時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とし、欠席・遅刻・早退をする場合は必ず事前に連絡すること。
- (5) 健康管理に留意し、特に野外実習等では事故防止に万全を期すこと。
- (6) 学芸員としてふさわしい清潔感のある服装を心がけ、作業時には動きやすく汚れてもよい服装(作業服、長靴等)を準備すること。
- (7) 筆記用具、実習日誌、昼食、その他指定された携行品を各自持参すること。

## 8 事故・損害の責任

- (1) 実習期間中の事故・負傷等について、当館に過失がある場合を除き、当館は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 受講者が故意または過失により、当館の資料、施設、設備等に損害を与えた場合は、受講者及び大学、保証人の責任において賠償するものとする。

(様式1)

博物館実習受講申請書

令和 年 月 日

魚津埋没林博物館 館長 あて

【申請者(実習生)】

氏名:

住所:〒

電話:

メールアドレス:

所属: 大学 学部 学科(年生)

貴館において実施される令和 年度博物館実習を受講したく、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

(1) 小論文

(様式2)

## 誓約書

令和 年 月 日

魚津埋没林博物館 館長 あて

【受講者】氏名: 印

【保証人(保護者)】氏名: 印

貴館での実習に際しては、魚津埋没林博物館「博物館実習」実施要項を遵守し、下記事項を誠実に実行することを誓約します。

- (1) 指導員および職員の指示に従い、誠実に実習に励みます。
- (2) 実習中に知り得た機密事項や個人情報を、実習終了後も第三者に漏洩しません。
- (3) SNS やブログ等において、許可なく実習内容や写真、内部情報の公開を行いません。
- (4) 実習中に万一事故等により被害を受けても、貴館の過失による場合を除き、損害賠償等の請求は行いません。
- (5) 私の故意または不注意により貴館に損害を与えた場合は、受講者および保証人の責任において弁償します。